

令和2年度第2回〔第七期目第2回〕  
松島町入札監視委員会

令和3年1月25日（月）

午後1時30分～

（松島町役場3階大会議室）

令和2年度第2回〔第七期目第2回〕松島町入札監視委員会

---

出席委員（4名）

委員長 赤石雅英  
委員 武田三弘 梶塚善弘  
小川真儀

---

欠席委員（1名）

泉田成美

---

説明のため出席した者

建設課 建設班  
教育課 学校教育班  
財務課 財政班

各課(所)長・各班長・各担当者

---

事務局職員出席者

松島町長 櫻井公一  
財務課 課長 佐藤進  
財政班 班長 松村武文  
主査 岸淳一

---

委員会次第

令和3年1月25日（月曜日）午後1時30分開会

1 開会の挨拶

松島町長 櫻井公一

2 契約案件の審議等

（1）審議案件抽出理由の報告

入札監視委員会委員長 赤石雅英

(2) 審議

工事請負契約 3 件

1. 建 3 1 工第 0 7 1 号 町道根廻・磯崎線舗装整備工事
2. 学 2 工第 0 1 1 号 松島中学校プール解体工事
3. 学 2 工第 0 8 4 号 町立学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事

業務委託契約 3 件

1. 財 2 委第 0 8 0 号 財務書類作成等業務委託
2. 建 2 委第 1 1 3 号 松島町橋梁定期点検業務委託
3. 学 2 委第 0 9 5 号 松島中学校プール解体工事建物等事前調査業務委託

3 閉会の挨拶

---

本日の会議に付した事件

委員会次第のとおり

## 2 契約案件の審議等

### (1) 審議案件抽出理由の報告

○事務局 それでは、審議案件の審議に移ります。

初めに、審議案件抽出理由を委員長よりお願いいたします。

○委員長 皆様、本年もよろしくお申し上げます。

今回、パソコン持参でというお話だったかと思うんですが、実は私、他の入札監視委員会等に出ているんですけど、やっぱりそこも最近IT化というのと、コロナの影響というので、紙ベースの資料をなるべく少なくという方向でこの1年ぐらいやっているんですが、どうもパソコンベースでの資料の、要は検索がなかなか。説明する分では構わないですよ、事務局がご説明するっていう。ところが、このところ、この場所、ここがどうのうこうのってなると、全然イライラになっちゃって。もうほかのところも、まあ一応パソコン置いてるんだけど、結局紙ベースでやったほうが議論が早いというような状況になっているようでございます。ちょっと私もパソコンより紙ベースでってお願いして、紙ベースの資料も併せて準備していただくこととしました。

今回の抽出理由ですけれども、お手元の審議案件抽出理由にありますとおり、特に今回、従前の抽出理由と大きく変わったというところはありません。工事と業務委託、それぞれありますけれども、抽出理由のところにありますように、まず高落札率、それから最低制限価格付近、低入ですよ、というのと、それから1者入札になった場合の理由とか、あとは契約変更があった場合にその理由の確認、それからこれ何だろうかというので事業内容、契約状況を確認したいと。特に工事案件の3番目の情報通信ネットワーク環境整備っていうやつね、IT、IoT等に関わるものだろうということで、どういった形で決めているのかということで、ピックアップさせていただきました。

業務委託につきましても、あまり変わりなくで、随契の理由ですとか、あと低入、それから1者入札、あとは契約内容確認ということで、今回6件のピックアップをさせていただきました。

抽出理由の理由としては以上でございます。

## (2) 審議

○事務局 それでは、個別審議に入ります。

前回と同様、コロナウイルス感染拡大防止のために、審議時間が1時間経過した場合には換気等のために休憩を入れさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○建設課 建設課です。よろしくお願いいたします。

○委員長 工事1、町道根廻・磯崎線の舗装整備工事につきまして、低入といたしますか、最低制限付近価格の入札となりましたので、どういったご事情があったのか、工事の内容をちょっと確認していただきたいということでございます。

では、説明をお願いいたします。

○建設課 それでは、審議案件1番、事業名が建31工第71号町道根廻・磯崎線舗装整備工事になります。

事業場所が宮城郡松島町根廻字人笥外地内。

事業期間が令和2年7月9日から令和3年3月31日まで。

業種は建設工事になります。

事業の概要につきまして、2ページをお開き願います。

事業概要説明調書のところにあります事業概要のほうで説明いたします。

施工延長が960メートル、舗装工が車道舗装7,920平米、歩道舗装が5,050平米、附属施設工、防護柵が630メートル、視線誘導標が99本、区画線、白線として2,964メートルになります。

少し場所的に説明させていただきますと、資料の9ページのほうをお開き願います。

平面図という形で付けさせていただいております、左側に見える道路が国道45号線になります。国道45号線から、ちょうど中間から少し右側に寄った斜めのほうにかかっている道路が町道でして、こちらも45号線から野蒜方面に抜ける県道、奥松島・松島公園線につながる町道になります。その間の区間の960メートルになります。

標準横断で工事の中身を少し説明させていただきますと、10ページのほうに標準横断図があります。切土部、盛土部という形であるんですが、盛土部のほうをご覧ください。

今回、これは全体の工事の部分を示させていただいておりますが、初めに車道工といたしまして真ん中の方の下に引き出しがあります表層工と上層路盤工になります。あと、歩道といたしましては右側のほう、歩道の下に引き出しがありますが、表層と路盤工。あと、この横断図でいくと左側にあります転落防止、これが防護柵になりまして、あと舗装の上の最終的な路上

にあります区画線のほうの工事になります。

箇所的には、新しい道路を造っていますので、まだ全体のうちの3分の1、一部家屋があるんですが、それ以外の3分の2の区間については、まだ未供用の道路になります。

続きまして、今回の入札の手続きの関係を説明いたします。

発注方法が条件付一般競争入札になります。

参加資格の条件の概要につきましては、すみません、1ページのほうに書かせていただいておりますが、宮城県内に本店または請負契約締結について本店から委任された支店もしくは営業所を要していること。令和2年4月30日時点で建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査結果通知書の舗装工事の総合評定値が800点以上の者ということで、公募しております。

今回の申請者は10者ありまして、入札参加資格がありました。

入札につきましては、2者辞退いたしまして、8者応札しております。

結果といたしましては、4の金額等のところに書いてありますが、設計金額が9,912万6,500円に対しまして、落札額が7,348万円、落札率が74%となっております。

今回の審議のところで、低落札率になった要因ということで、今回入札に合わせて全者から内訳書をいただいております。落札者から提出がありました内訳書を資料の8ページに付けさせていただきますが、中身を見てみますと、直接工事費が町の積算に対して74.7%、諸経費についても73.3%ということで、全体的に低く抑えて積算しているものになります。先ほどちょっと話しましたが、比較的規模が大きい工事であること、かつ新しい道路ということで未供用の部分がありまして、施工条件のほうもよいということで、入札価格が低額傾向になったものと思われまます。

以上で説明を終わります。

○委員長 ありがとうございます。

入札8者の応札の状況というのを……、ちょっとよろしいですか。

○建設課 入札調書を18ページ、19ページのほうに付けさせていただきます。

○委員長 18ページ以降ですね、はい。

19ページで入札辞退って出てますけど、辞退の理由は何かご存知ですか。

○建設課 辞退の理由ですが、2者ありまして、ほかのところの競争入札に応募していて、結果としてほかで取れたので、技術者が、充てる予定だった人が充てられなくなった等の理由によって、2者辞退しております。

○委員長 はい、ありがとうございます。

ということで、今お話としては応札8者あったということと、内訳書を見ると工事原価、共通費ともに70%台だったということですが、委員の皆様、何か質問等ございますでしょうか。

○委員 ちょっと簡単なところからですけれども、この内訳書、町の設計は、交通誘導警備員なんですけれども、51人日で66万3,000円、これに対して業者さんの見積もりのほうは26万円になっているんです。大体全体的に七十何%ぐらいで圧縮してやってるのは分かるんですけれども、これだとかなり、半分以下になっていますし、そもそも交通誘導警備員の単価っていうのは決まってるもので、数量を減らさないとこんな金額にはならないような気がするんですけれども、実際の現場での誘導警備員の数量の変更とかってあったんですか。

○建設課 町のほうの積算に関しては、標準積算で、1日当たりの作業量に合わせて、あと配置する場所を基にして人数をはじいています。

業者のほうに関しては、内訳書の中に人数までは入ってきていないんですけれども、最終的に工事の中で大きく少なければ、変更契約の対象として実績に合わせて変更契約の協議の上、進めていきたいと思います。

○委員 警察との関係とかで、警備員をどのぐらい、具体的にどういうふうに配置するというのはもう町で指定、そしてそのとおりにやらなくちゃならないものなのか、業者の判断でそれを変更していいものなのか、ちょっとその辺を伺います。

○建設課 町の中で内訳書、共通仕様書の中で、ここに絶対に配置しなきゃいけないというような仕様は公表していないので、あとは業者さんが現地を見た中での当初入札のときはその積算になります。

○委員 そうすると、当然今回みたいにこれできちんと安全が確保できると判断すればこういうことも出てくるということですね。

○建設課 そうですね。入札の際はそのような形になります。

○委員 そうですか。

○委員長 あと何かございませんか。

○委員 ちょっと話変わるかもしれないんですけれども、今回の業者なんですけど、支店があるところが一応条件なんですけれども、県内に支店があるところと、これで例えば〇〇〇さんとか〇〇〇、〇〇〇さんはもともと地元の企業ということでよろしいんですね。

○建設課 はい、そうなります。

○委員 何となくかなり厳しい戦いになりつつあるんですが、本社が県内の企業のほうだけで

も十分競争が成り立っているんですが、ある意味外部といえれば外部なんですけれども、広げてしまうと、地元の企業がだんだん仕事がなくなってくる状況に今なってきているのかなとちょっと思うことがありますて、それまで広げなくてもよかったのかなと個人的にはちょっと思っ  
てしまってたんですけれども。範囲ですね。

○建設課 範囲に関しては、町のほうに今回の条件基準があるので、その金額に合わせて設定を  
しています。

○委員 そうなんですよね。気持ちは分かるんですけど、たぶんここら辺やっぱりある程度大  
きいほうが有利になりますので、こういうふうな工事が何件も続くと、地元の本社の企業とい  
うのは結構厳しく、仕事がなかなか取りづらくなってくるのかなというふうにちょっと心配し  
ただけです。すみません。

○委員長 はい、どうぞ。

○委員 ちょっと確認なんですけれども、基本的に今回どこも低めといえれば低めなんですけれ  
ども、根本的な原因というのは工事の規模が大きくてやりやすいからということですか。

○建設課 というふうに分析しています。

○委員 そうすると、もともとの価格としては計算で出しているんでしょうけれども、このく  
らいになるかなというような規模とかそういうのを含めて、毎回こういう規模だとこういう感  
じになりそうだと今後もお考えになる。

○建設課 積算基準の中で、規模が大きければ諸経費のほうは下がっていくような傾向にあるの  
で、結局は国、県で説明している積算基準を基にして積算して、設計額、予定価格を設定する  
というふうに考えていますので、このような結果になってしまうと。

○委員 新設の道路なので、やりやすいんですよ。

○委員 ああ、なるほど。

○建設課 未供用ということがあって、一番はそれで安くなっちゃうのかなという思いでありま  
した。

○委員 そうすると、基本的にまたこういう新設とかだとやっぱり安くなるという傾向は。

○建設課 あると思います。舗装工事であればなんですけれども。

○委員 全部でこういうふうに七十何%とかそういう話ではなくて、こういう工事だからこそ  
このくらいの割合になっているという感じなんです、基本的には。

○建設課 はい。

○委員長 私も質問としては、19ページの入札の状況を見ますと、一番高いのが〇〇〇で7、

900万円、約8,000万円ですと。それが設計では約1億円。税抜きかな、これは。9,000万円だっていう、かなりの差があるので、見積もり、積算のほうに考慮を事前に本当はしておかなければいけなかったようなものがあったのかなという気がするんですけども、その辺はいかがなんでしょうか。

○建設課 積算基準、諸経費でという形なので、それ以上のものというのは、入札結果としてこのような形ですけど、基準書の中で規模が大きいから人件費だったりを抑えられるかというところ、そういうふうにはなっていない状況です。

○委員長 国のそういった積算の基準書というのは、改定時期というのは1年に何回。単価について。

○建設課 積算基準書というか、人数だったりというのは年に1回。あと、資材関係に関しては県のほうから随時、月ごとだったり、市場の変動があったごとに出されているような形になっています。

○委員長 そうか。資材はまあ結構頻繁にということですかね。はいはい。

まあ結果的にはリーズナブルな金額で発注できたので、町としてはよかったということでしょうかね。

○委員 ちょっといいですか。

○委員長 はい、どうぞ。

○委員 最初の事業一覧表の中に道路工事がいっぱい、ほかにも載っているんですけども、その中で例えば17番、上竹谷・高城線避難道路、これは2,000万円、それなりの金額で、2者で99%、かなり高い率ですし、あともう一つ、No.12の白萩南線、これは不落になっていて、ずっと見ていくとその下の19番に同じ工事名のやつがあって、恐らくこれ不落になって、もう一回19番でやったんですけども、これが1者で90%なんです。これも結構、金額が4,400万円が高いんですけども、一方でかなりそういう低落札のやつもあるし、業者も少なくても金額も高い、工事も結構高いのに高い率になっているのがある、この辺の差っていうのは分かりますかね。

○建設課 金額というよりは現場条件。今回高い場所に関しては市街地で、要は現道を改良するような形なので、安全管理だったり、安全費だったり、実際積算にどうしても現場に対する経費がかかってくる。あと工事のほうも自分たちの計画どおりじゃなくて、どうしても規制する中なので、計画どおりにいかない場合もあるというふうに見て、落札率もどうしても下げ切れないというような状態なんだと思います。

- 委員 今回の工事のやつは、山のところを崩してるやつですよ。
- 建設課 そうです。山を崩して、道路までは別な業者さんが造ったんですけど、その上の舗装の部分になります。
- 委員 ああ、そうですか。
- 委員長 やっぱり積算の単価算定も様々な条件を本当に入れ込んで、市街地だとか、こうやって山を崩して新設だとか、それによって大きく本当は違うんだけれども、なかなかそこまでは入れ切れないというような（「どういう要素を入れるか難しいんでしょうね」の声あり）というのが現実だっという感じでしょうかね。
- 建設課 同じ舗装をするにも、市街地の舗装の方法と、積算するときの方法と、その他、山、今回のような大規模なところの工法というのは、ほとんど金額は単価的には変わりませんので、業者さんとしてみればその辺で、本当は市街地だとこれでも足りないんだという思いではいると思います。今回の現場のようですと、それでもまだ余裕が少しあるよという感じの関係で積算してきているのかなというのはあります。ただ、歩掛りのほうは同じ歩掛りで算出しますので、設計額は変わらないような形ということで、差が出てきているというイメージですかね。
- 委員長 あと何かございますか。よろしいでしょうか。
- はい、ありがとうございます。
- 建設課 ありがとうございます。
- 委員長 では、松島中学校のプール解体工事につきまして、この工事については1者ですね、落札率は98.2%ということで、高落札率であったと。なので、1者入札となった理由、それから契約内容も変更されていますので、その理由等を中心に説明をお願いいたします。
- 教育課 事業名は、学2工第11号、松島中学校プール解体工事。
- 事業場所は、宮城県宮城郡松島町高城字三居山一6番地の1。
- 事業の期間は、令和2年6月10日から令和3年3月31日。実際完了のほうは令和2年12月16日に完了、完了検査が令和2年12月21日に完了しております。
- 工事の内容なんですけれども、松島中学校のプール解体工事、水泳プールの解体工事756平米、附属棟解体工事が62.93平米、ほか産業廃棄物運搬処分一式となっております。
- 抽出理由となりました1者入札になった原因なのですが、こちら入札自体は条件付一般競争入札により公告しまして、入札参加条件としては松島町建設工事執行規則第4条に基づき、令和元年・2年度の一般競争入札参加資格登録（建築一式）に登録されていること、宮城郡、塩竈市、多賀城市に本店または請負契約締結について本店から委任された支店もしくは営業所を

有している者であること、建築業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査結果通知書の建築一式の総合評定値が令和2年4月30日の時点で500点以上ある者を参加要件としまして、条件付一般競争入札に公告したところ、応札業者が2者あったのですが、うち1者が辞退されたため、1者入札となりました。

あと、高落札率となった要因ということだったんですけれども、こちら当初設計書をつくる段階で複数の業者、3者から見積もりを徴収しまして、それを基に作成されているのですが、応札業者が参考見積もりを徴収したうちの1者でして、そのため比較的精度の高い積算が可能であったのではないかと推測されます。

そして、変更金額が高額な理由ということなんですけれども、こちら本体コンクリートの解体工において、当初周壁基礎の解体工で想定していなかった量が出てきまして、解体工及びコンクリートの処分費について主に増額となっております。主な増高の要素としては、周壁解体工、当初は155立米で見ていたものが200立米ほどになりまして、45立米の増となりまして、あと埋め戻しのほうは変更前は210平米だったのが変更後340立米で、130立米の増、コンクリートがらのほうは変更前は280立米、今回一番大きいんですけれども変更後が721.1立米で441.1立米の増、鉄くずが変更前が30立米に対して39.9立米で、9.9立米の増となっております。

○委員長 3者から見積書を入手して積算を、こちらの入札予定価格を決められたということだったようですが、手元の資料9ページに入札された〇〇〇さんの見積書はあるんですが、残りの2者の見積もりというのはどういう内容だったのでしょうか。金額だけでもよろしいんですけれども。

○教育課 〇〇〇以外の残りの2者というのが、そのうち1者が〇〇〇さん、見積もり金額が税込みで3,016万7,500円、もう1者が〇〇〇さん、こちらは金額が2,765万4,000円、税込みです。

○委員長 はい、分かりました。となると、随分と値段に差がありますね。という状況で、一番安かったといたしますか、〇〇〇さんの見積もりをこちらの設計工事費に採用したということですかね。

委員の皆様、何か質問等ございますか。

○委員 参加資格条件を満たした業者が2者だけということなんですか。それとも2者だけ申し込んできたということですか。トータルでは何者あることになっていますか。

○教育課 すみません、ちょっと調べていなかったもので、後ほど回答させていただいてよろし

いでしょうか。

○委員 言いたかったことは、結局例えばなんですけれども、そういう申し込める企業が2者しか3者しかないような条件でそのままやってしまうと、結構狭いところの範囲なので、競争的に成り立たないのかなと思ったんですが、今回ここに書いてある申請者数が2者だけですので、もともとは何者のうち2者申し込んだのかなということなんですけれども。

○委員長 だから、経審のそういった資格のやつ、何とかっていうシステムに全部登録されているんじゃないかなかったです。横文字の。

○事務局 正確な数字を把握していないんですけれども、ただこの2市3町で建築一式だけでと考えると、30～40者ぐらいは登録されていて、点数については分からないんですけれども、それ相応の数の会社はあると思います。

○委員長 はい、どうぞ。

○委員 3者の見積もりを見ると、かなり差が大きいというか、倍くらい高いところもあるんですけれども、その内訳というのはどの辺が一番大きかったのか、その倍になるくらいのね、内訳。解体工事なので、産廃物の処分料とかも結構大きな額になるので、その辺で大きな差が出たのか、どの辺が大きい差だったんですか。この3者で。金額の大きいのと今回の低いので。特に全体的に違ったのか、特に項目があったのかですね。逆に言えば、この業者が特に安くできた要因があるのかなのかということなんですけれども。

○教育課 ○○○さんの見積もりですと、プールの底のほうに杭が打たれてるんですけど、そちらの杭撤去のほうがない形になっておりまして、その部分で大きく差が出ているものと。

○委員 撤去しないということですか。

○教育課 要するに地上に出ている部分は切って、あとは要するに地面の中にある部分は今回そのまま埋め戻した形になっておりまして。

○委員 それは町としてはそれでいいと。

○教育課 はい。

○委員 ほかの業者さんは、それを取り除く見積もりだったということですか。

○教育課 当初は、見積もりの段階では杭も全て取る段階で3者ともいただきましたけれども、最終的に町のほうでは杭撤去をなしの施工にするということで、そこの部分を精査したという形になります。

○委員長 そうすると、逆に今回見積もり協力いただいた2者が札を入れていただかなかったようなんですけど、その理由については何かご存知ですか。

○教育課 すみません、伺っておりません。

○委員長 見積もりを取ったということは、事前にこれができる業者さんである程度やっているところということで、応じてくれる可能性の高いところをピックアップされて見積書を取ったと思うんですね。ですから、実際杭を埋め戻しでやると違った結果がほかの2者さんから出るということもあったのかなというふうに考えちゃうんですけども。辞退の理由はちょっと聞いていないということですかね。はい。

あと何かございますか。はい、どうぞ。

○委員 すみません、変更理由のところなんですけれども、そもそも当初想定していなかった周壁基礎の解体ということで、想定していなかったのもそもそも見積もりとかそういう、前提として考えていなかったのが工事やってみたら出てきたという格好なんです。

○教育課 はい。当初は周壁の基礎としてL字基礎で想定していたのですが、実際そちらを掘り起こしてみますと基礎を丸々このような形に包んだ大きいものがずっと入っておりまして、その部分を全て撤去した形によって、そのくらい増えてしまったという。

○委員 もともと造ったときの仕様というか、そういうのってなかったんですかか。

○教育課 先に造ったときは青空プールというか、囲いがない状態の施工でまずつくって、その基礎の土台ができたということです。その後、数年後に、寒い時期でも入れるということでビニールハウスのような形で囲いを造ってしまっ、それを補うための基礎がさらに加わっていたということで、うちの今回発注する認識では最初に造ったプールの土台のみのコンクリートの量だけの相当で積算したんですが、後々この囲いを造って、その基礎も入っているというところが漏れていたとか認識にはなかったということで、それを掘り起こしてみたらその分の量がかかりあったよということで、これではちょっと内容が違うよということで、現場確認等々させていただいて、変更契約により増額ということで、させていただいた経緯がございます。

○委員 想定していないというより、そこの新しいところの追加工事というか、そこのところが抜けちゃったということですね。当初見積もりを出してもらったときは、そこは入っていないという。

○教育課 そうですね。私どもの認識も一体型ですというような認識でおりましたので。

○委員長 すみません、このプールは解体した後もう一回造り直す、それとももう……。

○教育課 いや、解体のみです。

○委員長 その跡地の利用はというふうにされるんですか。

- 教育課) 今現在検討はしておりますが、当面の間は、解体したばかりなので、そのまま様子を見まして、空き地のままということで、駐車場等にもしないということで、管理をします。
- 委員長 単に空き地で、全く芝生だとかそういったものもなしでということですね。
- 教育課はい、ないです。そのまま土を埋めただけと。もし何か学校でイベント等があれば仮の駐車場には使用しますが、今のところ整備して駐車場とする予定ではございません。
- 委員 プールがなくなっちゃったわけですね。
- 教育課 はい。
- 委員長 ということですかね。
- 委員 もう今はそういう時代なんですね。
- 教育課 そうですね。年間、授業で入るのも1回か2回とかそんな感じなので、あと近くに町営のプールもございますので、そちらを利用するという形になりますので。ここ数年、震災後ですかね、全然使っていない状況でしたので、なくても特段不便はないという状態でした。
- 委員 ちなみに、解体の理由は老朽化なんですか。
- 教育課 そうですね。
- 委員 何年ぐらい経ったんですか。
- 教育課 30年以上は経っていますね。35年ですね。
- 委員長 これは松島中学校ですけど、他の小中学校も何かこんな……。
- 教育課 小学校が4つございますが、そちらのほうには現在プールがございます。
- 委員長 ある。今後どうなんでしょう、解体して、なくす……。
- 教育課 統廃合等々が発生すれば、そういう話にはなるかと思うんですけども、今現在は存続している3校そのままということで、やろうと思っておりました。
- 委員長 はい。あと何かございますか。
- 委員 すみません、ちょっとこまいところなんですけど、設計書の中で廃棄物処分料で木くず、町の積算だと単価6万4,000で、金額は102万4,000円なんですけれども、業者の見積もりだと6,500円の10万4,000円なんです。ほかのコンクリートがらとか廃ボードとか、大体町のやつと業者のやつは合ってるんですけども、木くずだけ1桁違うんですけども、これは業者さんのほうで、木くずだったらただ処分するんじゃなくて、例えばチップにするとか何とか、特別安くできる手段があったのかどうかですね。結構な額、6万4,000円と6,500円。



○事務局 お手元の資料の34ページにあるんですけども、設計図とか施工管理とか設計変更とか現場の監督員、そちらについては建設課のほうでやっている。ただ、全て建設課というわけにもいかないもので、契約であるとかの事務手続きは担当課のほうでということで、先ほど委員さんが言われたように横のつながりということで、町のほうでは進めています。

○委員長 一応、でしょうね。その辺がまあツーカーといいますか、ですよ。そのとおりだと思うんですよ。ただ、いわゆる根っこの部分というか、一番肝の部分ですね、これで行けるのか、大丈夫かっていうところの、この業者でとか、そういう意味では今回見積もりは取ったけれども入札に参加してこなかったというのは、何の事情があったんだという、大体技術者不足というのが最近は流行り言葉のように、なので、やるつもりだったけど技術者がいないんで、今回はほかのところであれなので遠慮しましたというパターンは多いんですけども、やっぱり公正な入札としては複数者の応札があるのが望ましいということが言えますので、その辺のところ、入札結果で1者しか、1者は途中辞退してますけど、そのところフォローアップしていただきたいなというふうには思います。

あと何かございますか。はい、どうぞ。

○委員 1つだけ確認なんですけど、完成予定が3月末なのが12月の半ばでもう終わっちゃっていると。すごい早いんですけど、何か理由というか、あるんでしょうか。3か月ぐらい早くなってるので。

○教育課 学校ということで、いろいろ授業に差し支えがないようにということで、期間をちょっと多めに取っていたところなんです。工事内容は、あまり音が出なかったというか、順調に進んだという経緯もございまして、予定よりも早く進んだということがございました。

○委員 これは費用とか予算とかには全然関係ないと。早く終わったら終わったでそれでいいと。

○教育課 はい。

○委員長 確かに今小川委員から質問があった観点からすれば、半年以上余裕があるわけだから、もっとほかの業者もですね、しかも何か造るわけじゃないですから、埋め戻しといいますか、それだけと言ったらちょっとあれなんですけど、それであればね、いろいろ都合がつくのではないかなという、一般論としては素朴な疑問として、そんな気がするんですけども。

あと何かございますか。よろしいですか。

では、工事2番はこれで結構です。

3番も教育課の方ですか。メンバー変わりますか。

○教育課 このままです。

○委員長 このままですか。はい。

では工事の3、情報通信ネットワーク環境整備工事につきまして、これは耳慣れないといいますが、いわゆる最近のIT、IoT関係、そういったものの学校への導入なのかなということで、特に事業内容、契約内容について中心にご説明していただければと思います。よろしくお願ひします。

○教育課 それでは、説明させていただきます。

審議事案説明書をご覧ください。

事業名につきましては、学31工第84号、町立学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事でございます。令和2年3月に補正予算をお認めいただきまして、繰り越して実施している事業でございます。

事業場所については松島町一円。

事業期間は令和2年9月18日から令和3年3月31日まで。現在工事中であります。

工事の概要につきましては、2ページ目、事業概要説明調書をご覧ください。

昨年、国から示されたGIGAスクール構想に伴いまして、各学校、授業で使用する各教室へLANケーブルの敷設及びアクセスポイントの設置、そしてこちらのネット工事と併せまして、タブレットも整備されますので、そちらを充電・保管するキャビネットを整備しております。

審議事案説明書にお戻りください。

2番、資格要件等についてですが、松島町建設工事執行規則第4条の規定に基づく令和元・2年度一般競争入札参加資格登録簿（電気通信）に登録されていること、宮城県内に本店または請負契約締結について本店から委任された支店もしくは営業所を有している者であること、令和2年7月31日現在、建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査結果通知書の電気通信の総合評定値が800点以上の者であることを参加資格条件といたしまして、条件付一般競争入札を実施しております。

2者から応募がありまして、どちらも入札に参加していただいております。

事業概要は以上です。

○委員長 これはタブレットもセットになっているという今お話がありました。

○教育課 はい。こちらの工事とは別事業なんですけれども、国のGIGAスクール構想がありましてそちらで整備しております。

- 委員長 ということは、これ予算自体は国から出るという。
- 教育課 はい。国の交付金の対象事業になっております。
- 委員長 ということですよ。もっと1年以上前にやってくれればね、コロナの遠隔対策に大きく貢献したんじゃないかと思われますけれども、たまたまというか、これがもっと早く行われていれば、もっと別なやり方があったというのはあるんでしょうかね。
- では、委員の皆様、何かご質問。
- 委員 台数の差というのは、生徒の差みたいなものなんですか。
- 教育課 はい。アクセスポイントにつきましては、学校の規模によって教室数も違いますし、充電キャビネットも基本的には1年生教室とかそういった普通教室に設置するものとなりますので、学校の規模によって違うといったところです。
- 委員長 ですから、これは文科省のほうからのこういった事業ということになれば、受け入れる業者さんも事前に、「お、こういったのが出てくるぞ」ということで、もう少し応札の業者が多くてもよさそうな気はするんですけれども、2者になったというのは何か理由はございますでしょうか。
- 教育課 やはり全国的に同じような工事がありましたので、全国的な事業で分散したといえますか、ということが原因なのかなと思います。
- 委員長 業者さんは仙台あたりに支店がある業者さんでしたかね。
- 教育課 はい、そうですね。
- 委員長 ○○○っていうんですから、山形にあるけれども、大体東北地方をやられている。
- 教育課 はい。今回は仙台営業所さんというところで受注いただいております。
- 委員長 はい、どうぞ。
- 委員 これ、設計図はかなり通信関係の専門的な細かい内訳になっている、これは当然設計委託も委託業務で出して。
- 教育課 はい、そうです。
- 委員 それでほぼ金額的なものも含めて一致していると思うんですけれども、設計委託した経過というか、それはどういう。設計会社なんでしょうけれども、複数なのか、1者だけに頼んだのか。
- 教育課 設計委託のほうも一般競争入札で行いまして、何者だったか詳しい数は覚えていないんですけれども、7者か8者ほど応募いただきました。
- 委員 それで、例えば複数業者で一般競争入札をやれば、当然中身も、設計額も内容もかな

り違ってくるような気もするんですけども、その辺の金額の差というか……、そうか、それは分からないか、今やっているところが落札したわけですね。その1者に、落札したところに設計を組んでもらったということになるんですね。

○教育課 はい。

○委員 今回はあくまでもネットワークをつなぐところまでの工事ということなんですよ。

○教育課 はい、そうです。

○委員 特にプログラムを何かするとかというのではなく、あくまでネットワークができる環境を構築しているだけの工事ということによろしいんですよ。

○教育課 はい、そうです。アクセスポイントの設置と、あとアクセスポイントの設定とかは発生しますけれども、ネットにつながるようにというところまでですね。

○委員長 これ業務委託の89番でしょうかね、設計の指名競争入札、7者で。

○教育課 はい。

○委員長 ○○○さんがという、これがその関連だということですね。

○教育課 はい、そうです。

○委員長 これ、無線LAN、Wi-Fi？

○教育課 各教室はWi-Fiです。

○委員長 そうですよね。あと何か質問ございませんでしょうか。

要はコロナの時代を考えると、在宅だとか遠隔授業とかということになると、学校だけじゃなくて自宅だとかそういったところでの接続環境ですよ。そういったものが今後重要になってくるかと思うんですが、そういったものに対してどういうふうに対応していこうというような、何か文科省のほうではあるんでしょうか。

○教育課 文科省の補助としては、自宅に無線LANルーターという補助はありますけれども、本町といたしましては既に学校に入っているiPadがLTEモデルといった、携帯と同じようにどこに行ってもインターネットが使えるiPadなんですけれども、こちらを市内で100台ほど整備しておりますので、仮に家庭にインターネット環境がない家庭についてはそちらを活用しながら対応していきたいと思っております。

○委員長 私はあまり詳しくはないんだけど、最近SIMフリーというか、SIMね、要は通常携帯電話をあまり使わないだとか、簡易的などいいますか、そういったのも、あとタブレットも以前は10インチだったんだけど12インチが今主流になってきて、ただその辺もいろんなところで、お役所なんかでも、総務省なんかでもタブレットを導入してやっていこうってなっ

たんですけど、実はマイクロプロセッサの生産が半年ぐらい中断して、なかなか進まなかったという事情があったんですよね。あれがもうちょっと早く、タブレットがどんどん広がっていくタイミングがあれば、各大学だとか高校だとかあいつたところもタブレットを使用した遠隔授業というのがもう少しまくいったのになんていうふうには個人的には思うんですけれどもね。ですから、この工事をやることで、今後どういう展開といいますか、というふう現場としては考えていらっしゃるんでしょうかね。

○教育課 1人1台の端末が今年度中にはまず整備されるということですね。今後教科書もデジタル化されるので、それを使った授業が主流になっていくかと思います。ですので、ずっとタブレットを見ながらの授業はなかなか厳しいので、それも時間を見ながら、あとは学年に応じて使用する時間を決めていかなくちゃいけないと思います。そういうのも使いながら、先ほど言われたように仮にコロナでまた自宅待機のようななった場合、そういう部分につきましては、そのタブレットをご自宅にお持ちになって使えるWi-Fi環境のある方、ない方がいるので、意向調査をさせてもらったら、ほぼほぼの家庭、8割ぐらいの家庭でWi-Fiを使える状態にしているということで、端末をお貸しすればそのまま学校のリモート授業も可能だと思います。先ほど言ったように、LTEの携帯式の、Wi-Fi環境じゃなくても使えるものについては100台ございます。その100台につきましては、低所得の方や環境整備されていない方おりますので、そこに無償でお貸しすれば、それを使っていただいて家庭でのリモートも可能だということでの環境自体は整えておりましたので、どこでもタブレットを使った、こういうネットワークを使った授業を、これからは先生方もいろいろ知識をつけていただきたいという部分もございましたので、今後その環境整備を使いながら、そのツールを十分生かせるようなソフトの部分を構築していきたいなと思っておりました。

○委員長 聞いた話ですと、アメリカなんかではコロナのあれでタブレットといいますかパソコンの貸し出しと、授業はYouTubeにちゃんと学校の先生の授業をアップするんだそうです。だから、それでバババツと気軽に見れるという。それで、学校に来なくても一定の教育はできるような体制を構築している。やっぱりコロナで、少子化もありますし、若い方にもっとITに精通していただかないと、いつまでも生産性が上がらない。高齢者が使ってたって無理ですから、目は見えなくなるし、頭も回らないし、やはり小中学生に対する、お金のある家は見れるけれども、お金のない家庭では見れないっていう、そういうんじゃないくて、いつでも誰でも見れるような環境をやはりつくっていかないと、明るい日本の、あるいは松島町の未来はないというように、私は個人的には思っているんです。この辺のところを充実していかれる

といいなと思います。

あと、何かご質問ございませんか。

入札としては、2者しか出ないというのはちょっとそういう意味では、今後こういったものが見込まれる場合、これしかいないのかなっていうちょっと寂しさはありますけれどもね。

いかがでしょう。よろしいですか。

はい、では結構です。どうもありがとうございます。

○事務局 それでは、開始から1時間経ちましたので、換気のために休憩を入れたと思います。

あちらの時計で45分ぐらいから再開ということで、よろしくお願いいたします。

○委員長 はい、分かりました。

(休憩)

○事務局 それでは、審議を再開いたします。委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長 委託業務契約ですが、審議案件抽出理由のところにありますとおり、最初に財務書類作成等業務委託につきましては1者入札ということで、その原因といたしますか要因、それから事業内容、契約状況を詳しく確認したいということでございますので、そこを中心に説明していただければと思います。よろしくお願いいたします。

○財務課 よろしく申し上げます。

それでは、財2委第080号、財務書類作成等業務委託についてご説明いたします。

1枚目、審議事案説明書をご覧ください。

事業期間につきましては、令和2年6月から令和5年3月までの3年としております。財務書類作成の業務委託としては3年目ですが、過去2年間で概ね業務の発注は決まりまして、同じ事業者が連続して業務委託を複数年行うことによる業務効率の向上が大きい業務となりますので、今回の委託から3年間の契約としているところです。

資格要件につきましては、昨年度の業務委託のときも同様だったんですが、条件付一般競争入札で、仙台市を含めた広い形で行っております。広い形で行いましたが、応募業者は1者であり、落札率は99%となっております。

契約の相手方は5のとおりです。

高落札の原因としましては、今回の応募業者に関しましては昨年度の委託事業者と同じ事業者であることから、昨年度の入札結果を分析して、入札額の精度が上がって、高落札になった

ものと考えられます。

2枚目、事業概要説明調書をお開きください。

右側、事業概要につきまして、平成27年総務大臣通知を受けまして、総務省から示された統一的な基準に基づいて財務四表などを作成し、公表するという業務です。そのことで、自治体財政状況の見える化、透明化を図り、自治体間の比較なども行えるような業務となっております。

業務内容は大きく4つに分類され、1番から4番、黒ポツの4つの業務内容となっております。

公表については、再来月、3月末を予定しております。

説明は以上です。

○委員長 昨年度と一緒の業者だということ、1者入札になってしまっていますが、それ以外にこの業務をやる業者さんというのはどのぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○財務課 今回、この入札条件を決めるに当たって、うちの町、このあたりの地域全部そうなんです、入札参加資格登録というのをしております、その業務内容の細分類を調べたんですが、ぴったり該当するものがないんですね。ですので、物品・役務という一番広い大分類で、しかも仙台市を含めてという形で、事業者様のほうでやる、やれないという手挙げをしていただくという形を取っております。

で、物品・役務の仙台市までの範囲でいうと888者の中で、実質的には会計事務所さんや財務関係のコンサルさんになると思いますので、100者いればいいほうかなと。実際、名前とかを物品・役務で会計、税とか、あとコンサル、財務とかというキーワードで探すと、20社に上がるくらいしか当たってこないの。名称で検索するとですね。なので、そこに引っかかってこないところを入れても、100者まではいかないのかなと。

○委員長 これ、公会計の導入に伴う決算書の作成、手続きですので、別に松島町だけではなくて日本全国の市町村が対象。で、宮城県に的を絞れば宮城県も全部、あるいはまあ2市3町と言われて久しいですが、その2市3町も同一。だとすれば、横のつながりといいますか、どうなのと。あんたらのほうはどんな業者さん使ってるのというような情報をちょっと取って、少し絞り込みといいますか、指名競争でもね、何かできるかなというような気がするんですが、この辺はいかがでしょうか。

○財務課 指名競争入札のほうの方が狭いという認識でももちろんありますので、一般競争より広い方法はないと考えております。もちろん2市3町の情報は確認した上で、その事業者様も登録

に入っていることも確認した上で、募集しています。ので、手を挙げていただけなかったという認識です。

○委員長 まあだからそういった意味ではもっと何者か実際にこの業務を請け負っている会社さんはおありになるんでしょう。

○財務課 そうですね。もちろんご存知だと思うんですけど、いらっしゃるので、3年間の業務委託を今回締結していますが、3年後また募集する際には1者ではない可能性がすごく多いと思っています。

○委員 ちなみに、これまで同じような入札があったときに、どういう企業の申込みがあったのかは何か。

○財務課 昨年度は同業者で1者入札だったんですね。なので、2年連続同じ結果になっているんですが……

○委員 その前あたりは。

○財務課 おとしに関しては、開始時の帳票をつくる業務で、業務名がちょっと違ったんですね。固定資産台帳の整備とセットで業務を組んでいたのも、コンサルさんから何者かお話をいただきました。

○委員長 ちょっと猶予期間があったんです。去年あたりから本格的にもうやるぞっていう。

○財務課 そうです。

○委員長 だから、本当はその猶予期間の中で決められればよかったんでしょうけれども。はい、どうぞ。

○委員 町の設計と業者から上がってきた設計の内訳を見ると、それぞれ直接業務から直接経費、その他まであるんですけども、明細書も含めてそれぞれの項目が町のと業者のもので金額がかなり違うんですよね。その項目ごと。例えば一番最初の財務書類作成一式58万5,000円になっていますけれども、業者のほうは85万2,500円。それぞれみんなばらばら、でも合計すると99%と。どういうことなのかなというふうに思うんですけども。これ予定価格を公表しているわけですか。

○財務課 事後に公表しています。

○委員 事後ですよ。事前ではないですよ。

○財務課 事前ではないです。

○委員 そんで99%になるというのは、何か。さっき設計の中身を精査してというのがあったから高落札になっているというお話だったんですけども、内訳を見るとそうなのかなとい

うような気がするんですけどね。

○財務課 そうですね。ちなみに、申し上げると昨年度の入札結果は92%だったんですね。それから省く業務ももちろんあり、内容を変えて労務単価も変えて設計し直してこの結果なので、やっぱり昨年度の入札結果から積算をし直したとしか思えないんですね、相手方で。

○委員 よく中身を見ないと分からないですけどもね。

○委員長 ちなみに、これ3年間で600万円ということですよ。

○財務課 そうです。

○委員長 そうすると年間200万円ぐらいということね。

○委員 3年間600万円というのは、たぶん連続でやった分安くなるということで、今回連続でやったわけですよ。

○財務課 はい。

○委員 やらなかった場合よりもどのぐらい安くなっているというのは。

○財務課 正直もうちょっと下がると思っていたので、今回高落札になってしまったので、あんまり変わってないですね。

○委員 逆に前回やられたときに、内容的にあんまり大きく変わらないわけですよ。逆に一度やってしまったほうが、資料が手に入っているので、次回からもっと本当は安くできるはずなんですけど、そこがそうできなかったのはちょっと悔しいところですね。

○財務課 そう期待して組んでいるところもあるんですが、やっぱり公的な価格設定がもちろんあるので、そこまで値切りすることはできないじゃないですか。

○委員 そうですよね。

○財務課 ですので、今回は落札率にちょっと期待してはいたんですけども、こういう結果になったという。

○委員 何となくこういうところといいますか、こういうところというのは変ですけども、何でしょうね、よそ者が入ってきづらいような、テレビドラマの見過ぎなのかもしれませんが、どうなんですかね、こういう会計関係の縄張りみたいな。

○財務課 そこは我々のほうではうかがい知れないんですが、ただつくり方、おととしの事業者様と去年、今年の事業者様は違うので、そのつくり方を見ていても、やり方はやっぱりちょっと違うんですよ。なので、会計事務所さんごとにやっぱり考え方があって、新しく入ってくるのはもしかしたら難しいのかもしれないですね。

○委員 そうなってしまうと、3年後も同じ結果になってしまうかもしれないですよ。

- 財務課 そうならないように、何か考えます。
- 委員 ちなみに、昨年の業者さんは同じだったですけど、金額は幾らだったんですか、大体。
- 財務課 250万円ぐらい。結果は多分資料で出ていると思うんですが、243万円ですね。  
ただ、昨年度はソフトウェア環境の構築業務も入っていたので、その分上がっているような形で、実質はあまり変わらないです。
- 委員 それを差っ引けば大体この金額になると。
- 財務課 大体そうですね。
- 委員 そういう面で、たまたまと言っては変ですけども、かなり、99%と。
- 財務課 そうですね。ただ、昨年度ベースでいうと、101%、102%ぐらいになるはずだったんですけど、そこはちょっと下がってきたという感じですね。
- 委員長 ソフトウェア保守料とあるんですけども、これの作成ソフト自体はどこの会社のを使ってるんでしょう。
- 財務課(中村主査) この業務を始めた当初は、総務省からソフトウェアが出ていたんですね。それが無償で提供されていたので、うちの町としてもコストは最低でやりたいということでそれを使っていたんですが、昨年からは有償になりまして、国のソフトウェアが。それで、お金を払うんだったらもっと使いやすいのをということで、どうせお金を払うのであればということで、近隣市町にもいろいろ導入しているソフトウェアを確認して、3ソフトウェアの候補があった中で、業者様から提案を受けたので、〇〇〇の〇〇〇というソフトウェアがあるんですが、そちらを導入しています。
- 委員長 で、この〇〇〇さんはそのソフトに精通しているということでしょうかね。
- 財務課 そうですね。幾つかソフトウェアを使えるというお話だったんですが、うちのほうでも聞いたことがある名前であったので、導入しています。
- 委員長 まあ大丈夫ですよと。
- 財務課 はい。
- 委員長 この保守料が入るといのは、どういう意味合いなんでしょうかね。
- 財務課 うちの町でデータを、固定資産台帳の更新とかがあったり、あとは支出データとか、そういったものをソフトウェアに入れていくときに、お願いして入れていただいたりとか、そういったことも含まれています。
- 委員長 いや、ソフトウェア保守料というのは、ソフトウェアのメーカーに対して、あるいはその代理店に対して払うので、こういった入力業務だとか、まあ何かこういった業者さんに払

うものじゃないように思うんですけども。

○財務課 それも含まれているんですが、アップデートファイルが来たりだとか、その更新作業だとか、そういったことも全部委託をしております。

○委員長 ああ、じゃあその保守の業務。保守業務ということでしょうかね。

○財務課 そうですね。その中にその費用も含まれているということですね。

○委員長 ということですね。

あと何かございますか。はい、どうぞ。

○委員 そうすると、結局これ継続的に続けていったほうが、業者からしても……

○財務課 うちの町からしても。

○委員 そういう形ですよ。例えばソフトウェアが得意分野とはちょっと違うのであれば、ほかのシステムに入ってじゃあ別なを見せてくださいって言うとなんか簡単にぱっとできるわけじゃないですよ。

○財務課 ただ、そのフォーマットに関しては、国の基準が決められているので、その形では常に吐き出せるように、その形では吸い込めるようにというような仕様で全てのソフトウェアはつくられているので。

○委員長 結局これ様式的に一緒にしないと、町だけ単独で開示するわけではなくて、県、国、全体でそれをまとめた形で開示するから、フォーマットは全部同じでなきゃいけないと。

○財務課 はい。

○委員長 ですよ。はい。

まあ、あとはだんだん慣れてくれば、別に聞かなきゃいけないようなものはないんじゃないという、そのうち自分たちだけでやれるというふうになるんでしょうかね。

○財務課 ただ、私どもこれが始まった当初から同じ部署にいるので、ずっとこの担当なんですけど、その間学んできて、やっとなんか自分でつくろうと思えるかなぐらいの業務量で、やっぱり専門的な知識がないと、つくった方がいいものの合っているかどうかは分からないという意味では、やっぱり外部の専門的な知識を持つ方の力を借りて業務に当たるというのが一番ベストかなと。これから成熟していったとしても、それは必要な業務かなと思っています。

○委員長 そうですね。宮城県とか仙台市ですと公認会計士協会のほうにそういったアドバイザーを派遣してくれという、そういったニーズはあることはあるんです。でも、ちまたの会計士が全員それに精通しているわけじゃないので、やはり公会計についてある程度知っている人となると限られちゃうんですけどもね。

こちらにいらっしゃる方というのは、〇〇〇の社員の方ですか。

○財務課 そうですね。〇〇〇というグループ、大きい会社のようなので、その会社のもちろん社員の方ではあるんですが、それぞれ独立した事務所を持っている方もいらっしゃるということで。

○委員長 ちなみに、こちら、現場にいらっしゃることもある。

○財務課 もちろんです。

○委員長 どのぐらい、年に何回ぐらいいらっしゃる。

○財務課 取りまとめの時期になれば、月に2回くらいいらっしゃるんですが、メールで基本的にはデータのやり取りをするので、それで済む場合は半年ぐらい会わないときもありますね。

○委員長 遠隔操作なんかで、こっちのシステムの中でぱっぱっと見て、こここうだよというようなことを今もうやれる時代なんですけど、そういったふうにはなってないですか。

○財務課 そうですね。送られてきた添付ファイルなりを改造して、手元に置いてあるシステムに吸い込ませるという作業はしたりはしますけど、解釈については電話したりとか、メールしたりとか。

○委員長 ですよ。介護関係のソフトとか、あと私は〇〇〇というところの会計ソフトを使っているんですが、そこはもう本部のほうから、パソコン通信でつながっていて、向こうの方が僕のパソコンを勝手にいじって、要は口で言ったって分からないんですよ。だから、ここはこうこうですっていう。そういうふうになれば遠隔地からでもこういったサービスは受けられるようにはなってくるだろうと思うんですけどもね。

○財務課 どこまで遠隔にする必要があるかとは思いますが、先ほど言ったこととちょっと矛盾するかもしれないんですが、それでも職員はやっぱり学ぶべきだとは思っていますので。

○委員長 まあね、個人情報の問題があるのでね、ちょっとね、行政の場合はあんまりほかからアクセスできるようにしちゃいかんとか、それはあるかと思いますが。

○財務課 自分たちでできるところはやりながらと。

○委員長 あと何かございますか。よろしいですか。

1者入札、致し方ないというような結論かと思えます。はい、ありがとうございました。

○財務課 ありがとうございました。

○建設課 建設課です。よろしくお願いいたします。

○委員長 2番目は松島町橋梁定期点検業務委託で、随契というふうになっているので、その随契になった理由を中心に説明をお願いいたします。

○建設課 それでは、業務委託の審議案件2、事業名、建2委第113号、松島町橋梁定期点検業務委託。

業務場所は宮城郡松島町町内一円になります。

事業期間は令和2年5月28日から令和3年3月31日まで。

建設工事関連業務となります。

業務の内容についてご説明いたします。

2ページをお開き願います。

業務の概要につきましては、橋梁の点検業務、全部で26橋の点検になります。

内容的には、橋梁を点検しまして、診断した結果を報告書としてまとめ、提出していただくという業務になります。

業務の箇所につきましては、9ページになります。

今年度、令和2年度の業務につきましては、町道橋が全部で64橋あるうち26橋ということで、松島町全体の中の海側、南側の部分のところの26橋を点検する業務になります。

続きまして、1ページに戻っていただきまして、随意契約の理由になります。

本業務は、町で管理する橋梁26橋について、国が定める統一的な基準により、5年に一度実施する点検業務であります。

点検業務につきましては、橋梁長寿命化計画策定に当たり、基礎となるデータ収集であるため、橋梁の構造を熟知しているとともに、現場状況に精通していることが必要と考えております。

今回の随意契約は1者随契になりまして、見積者になりました〇〇〇につきましては、宮城県及び県内の市町村における多くの橋梁点検に携わっております。橋梁の構造について熟知しておるとともに、町の部分についても過去に点検をしておりますので、現場状況にも精通しております。

また、国が定める要領に基づく橋梁長寿命化修繕計画システムを独自に開発しているところでもあります。

県内における他の橋梁点検業務との一貫性及び整合性を確保することから、随意契約といたしましたものであります。

要件といたしましては、地方自治法施行令第67条の2第1項第2号及び松島町建設工事執

行規則第18条に基づきまして、〇〇〇を1者見積もり徴収先として選定したものになります。

入札結果につきましては、4の金額のところにあります。設計金額594万9,900円に対しまして、落札金額が563万2,000円で、落札率は95%になります。

以上で説明いたします。

○委員長 委員の先生方、何か質問等ございますか。はい、どうぞ。

○委員 これ、5年に1回の目視点検というか、直接の点検だと思うんですけども、前回の5年前はどの業者が担当されたんですか。

○建設課 前回もなんですが、〇〇〇のほうで行っております。

○委員 別に悪いことを言うつもりはないんですけども、ほかのコンサルとかにもですね、結局点検するための資格みたいなものがありまして、RC CMとか、あるいはコンクリート診断士とか、そういったものを持っていれば一応診断はできるということになっていますので、もう少しいろんなところで入札をかけたほうが、もっと安くできるのかなと思ったところがあるのが1点。

あと、26橋ですよね。26橋に対して事業期間が11か月ぐらい取ってますよね。かなりゆっくりだなというイメージがちょっと強かったんですけども、1年近くかけている理由というのは何か、ゆとりを持ってやっているというということなんですか。正直、構造物の5年に1回の点検というのは、やはり構造物に何か問題があったときに早期に点検をして、必要であれば保守・補強をやりましょうと、あるいはアセットマネジメントとかをやるための資料として使うためにやっているものですから、そんなのんびり、あまりかけなくてもいいかなと。26橋であれば1か月や2か月ぐらいでもうできるのかなと思ってしまっていたんですけども。

○建設課 今回の業務は、先ほどお話あったように5年に1回、これは道路法が26年に改正がありまして、それを道路管理者に義務づけをしています。点検の内容については、国土交通省により要領を定めておりまして、近接目視、打音検査を基本的にやるという中身で、確かに基準的に要領があるので、どこがやってもまあできるんじゃないかというのはあるんですが、どうしても点検の技術者さんの主観的な部分があるので、できる限り一貫性というか統一性を持った業務にしたいということで〇〇〇に、過去、今まで、26年以前に笹子トンネルで事故があったときの緊急点検のとき、その当時は業者がいなくて、急遽〇〇〇さんをお願いをして、やってもらったりもあるんですが、そこからいろいろやっていただいているので、一貫性があるということで、1者随契にさせてもらっているところであります。

金額に関しては、確かに競争すればというのはあるんですが、積算経費についても国土交通

省のほうで要領と併せて基準書のほうをホームページに公表していて、基本的にどこのコンサルでも内容的には見られるようになっていきます。今回、見積もり、随意契約に当たって、積算に関しては確かに国交省でもあるんですが、それと併せて〇〇〇のほうからも見積もりのほうを取っておりまして、その中で安価なほうということで取らせてもらって、やっています。実際、〇〇〇からの見積もりの結果でいくと、最終的な価格の部分でいくと48%ぐらいということで、50%、うちの低落札の基準よりも下回るような見積もりを入れてきているような状況だったので、そういった観点では非常に安くできるのかなということ。

○委員 公益社団法人ですからね。利益を得るための団体じゃありませんから。

○建設課 そうですね。そのような形でやっております。

○委員長 〇〇〇先生おっしゃるとおり、私もそこをね、恐らくまあ要は町としても東北地方整備局、国道ですけど、それに準ずるような、市町村道についてもインフラの整備が必要だろうと。それとあんまりかけ離れていると、ちょっと具合も悪いと。私もこれ一般論として、何で〇〇〇が公益法人を取れるんだって私疑問なんです。公益性？単に道路を造るのが公益性のはずなんです。その安全基準をこの〇〇〇は恐らくチェックするんでしょうから、要は公益法人を取らせてしまったので、市町村としては頼まざるを得ないというスキームといいますか、それが強いなというふうに感じております。それがよしというわけじゃないんですが、こういったものをどんどん民間のほうに下ろしていかないと、何とも本当はコスト削減につながらないので、私は感じます。

○建設課 すみません、あと先ほど業務期間が長いんじゃないかという話があるんですけど、点検についてはもう既に一旦年内で、秋の部分で終わっております。期間が長いのは、最終的に要領の中で国土交通省にまず情報をフィードバックするための調書、点検の結果どのような箇所損傷があったかという部分を細かく提出するように求められておりまして、その作成にどうしても時間がかかっているというところになります。

あと、点検の中で特に第三者被害、陥没箇所があるとか、すぐ対応しなきゃいけない場合というのは、即連絡いただいております。今回も点検の中で1か所ありまして、うちで穴埋め等をして、簡単な補修、町のほうで補修をしたという例もあります。

○委員 5年に一度の近接目視のことが決まってから、受皿がなかなか、それを各自治体でやりなさいと言われてもなかなかそんな点検できませんから、そういう受皿としてすぐにこういった〇〇〇のようなところが代わりに受皿となっていていろいろとやったという実績は私も理解していますので、それはそれで仕方ないと思う反面、点検関係というのは慣れてしまうと見逃

してしまうことも結構あるものですから、たまに違うところに見ていただくのも、ちょっと刺激にもなりますし、違う見方でいろいろと点検してくれるので、たまにそういう発見というのもありますので、ずっと同じところでやっているから安心というのはちょっと違うということだけは。

あと、ちなみにこの点検調書等はいただけるわけなんですよね。ですから、もし業者が変わったとしても、継続した点検というのは可能だという感じなんですかね。

○建設課 全ていただいていますので、できるようになります。

○委員 ただ、継続しているほうが安くできるのは分かっているんですが、ひび割れの図とか何かいろいろ書いたりするのもちゃんとそういったフォーマットで書きつなげるだけですから、ただひび割れが5年前よりもこのぐらい延びているとか、そういうふうな書き方とかもフォーマットがあって、やるだけで結構楽というのは分かっていますので、確かに同じところで、安くもやっていますし、ですからそれが悪いということじゃないんですが、すみません、何度も言いますけど……。

○委員長 特に10年経ちますから、地震、津波でですね。要は基本的には目視で点検しているのかとは思いますが、例えば津波で水がかかったと。海から来てますから、塩水が入り込んでいる可能性、それが実は内部まで侵食しているんじゃないとか、個人的には思うんですけれどもね。だから、そういったところも要は目視だけではなくて、何か本当はといいますか、ちょっと固めに考えて、この被災3県についてはですよ、特に海辺のところについては、やはり点検についても目視だけではなくて、もっと、どうやってやったらいいか分かりませんが、あるところで上り線の工事をやって、そしたら今度下り線もやるんだけど、目視で確認できなかったさびが見つかったって言って、じゃあ今度やり直しとか、そこのところもやり直しというような工事もあったようです。なので、そういったことから、何か慎重な点検というのが望まれるのかなと思うんですけれどもね。どうなんでしょう。被災後って少し厳しく見てらっしゃるんでしょうかね。

○建設課 被災を受けて、厳しくというのは見えてないんですけれども、点検要領のほうについては国土交通省で定めているんですけれども、それは国土交通省の各事務所さんの点検だったり、あと全国的な点検も国交省のほうで一度全部吸い上げていまして、それを基にして要領を随時更新しています。今回、最新の要領に関しては平成31年3月に国土交通省が公表しているんですが、それにつきましては平成30年末で1巡目が終わって、2巡目をやる場合に、その1巡目の点検結果を踏まえての点検ということで、少し内容を改めている、あとほかに何か

しらこういう事例があるという部分も点検しなきゃいけない部分というのはそういった部分で、更新の際に入れているような状況になります。そういった部分でいけば、全国的なそういった問題点とかというのにも一定加味している要領というふうに考えています。

○委員長 公益社団だということもあるし、何か大きな見過ごしというのは〇〇〇は今まではなかったんでしょうかね。信頼できる業者さん。

○委員 ちなみに、何か緊急的な、例えば地震とかがあったときに、すぐに点検というのは必要じゃないですか。そういうときに、〇〇〇なんかは対応するような形になっているんでしょうか。そこら辺がですね、私ちょっと、ネットワークというか結構そういうの大事で、何か地震がありました、結構大きめですといったときに、すぐにやっぱりいろんな橋梁の点検とかをして、安全性を確認して通行させることが大事だと思うんですね。そのときに、いつも点検している例えばこういうところが「分かりました」ってすぐに行ってくれるようなところだと、すごくたぶん私は町としてもプラスといいますか、安心できるんですけども、何かそういったときに「いやー、今ちょっとできない」と……。

○建設課 そういう地震があった場合、宮城県でいった場合に、そうしますと県、市町村の橋梁数って本当に何千橋あるので、〇〇〇一つで全て賄うことは難しいです。

○委員 もちろんです。ですから、松島に関しての話なんですけれども、ふだんから例えば別なコンサルタントさんも入ってて、そういったときにはすぐに見ますというような感じのところのほうがまだもっと安心感が違うのかなと。いつも見てますから、どこをチェックすればすぐに通行できるようになるかどうか確認とかできますので、というようなイメージを持っているものですから。ここが悪いというわけじゃなくて。何度も言いますけれども。

○委員長 確かにね、一度別なところを入れてみたらいかがですかねというところもあろうかとは思いますが。

○委員 そうなるとたぶん私悪者になってしまう。

○委員長 いやいや。

○委員 ただ、いろんな見方で、何でしょうね、毎年同じところがいいというわけではなくて、ほかのメリットもいろいろありますので、いろいろ考えていただければいいかなと思って。

○委員 随契の中にこういった工事ができるとなっていますから、あくまでもできる規定ですからね、そこでなくちゃ駄目だということでは全然ないので、適宜考えてもらえたらと思いますね。

○委員 当時、受皿がなかった時代に必要なところだったんですけども、今後たぶんコンサ

ルの仕事ってどんどんなくなってくるはずなんですね。そういった意味でも、もうちょっと仕事のほうを分散させてもいいのかなとちょっと思っているというのもあります。

○建設課 国土交通省のほうでも、いろいろほかでもできるようにということで、あと点検結果をなるべく統一性を図るために、点検の技術者の登録制もしているので、それを見据えながら、あと5年に一度法律的にある以上、ずっとやっていかなければいけないという部分もありますので、ちょっとそこを加味しながら、ほかの業者がどうかとか、〇〇〇以外いないというわけでもないのは確かにそのとおりでありますので、ちょっとそこあたりは、はい。

○委員 何かのときにすぐに駆けつけてくれる業者さんも抱えておいたほうがいいかなとイメージですね。

○建設課 はい。分かりました。

○委員長 あと何かございますか。よろしいですか。

では、結構でございます。ありがとうございます。

○建設課 ありがとうございます。

○委員長 業務委託の3件目で、先ほどの松島中学校のプールの解体工事、事前調査業務委託ですね、これが落札率50%ということで、最低制限価格ということで、ちょっとこの内容を調査したいということなんですが、この辺を中心にご説明をお願いいたします。

○教育課 では事業概要のほうから、事業名は学2委第95号、松島中学校プール解体工事建物等事前調査業務委託。

事業場所は宮城県宮城郡松島町高城字三居山二地内。

事業期間のほうは、令和2年6月10日から令和2年10月31日までとなっております。

内容としては、松島中学校のプール解体工事建物等事前調査業務ということで、松島中学校プールの、川沿いというんですかね、そちらにあるお宅と建物等、全部で6棟、工作物4か所の事前調査業務となっております。

こちらは低落札率の要因ということで、設計については公共単価を使用しておりまして、入札自体は条件付一般競争入札により公告しまして、入札参加要件としまして松島町工事執行規則第4条の規定に基づく令和元・2年度の一般競争入札参加資格登録（補償関係コンサルタント業務）に登録されている者であること、宮城県に本店または請負契約締結について本店から委任された支店もしくは営業所を有している者であること、以上を入札参加資格要件として資格を定めて公告した結果、11者応札がありまして、その中の最低制限価格を上回っているものの中から一番低い業者を落札決定としたものです。

低落札率であった理由ですが、業者から提出がありました内訳書と設計内容のほうを比較しましたところ、間接原価と経費の部分について開きが見られまして、人件費等についてはかなり近い値となっているんですけど、経費のところでは正直150万円ぐらいの差が見られまして、業者について何でこのぐらい差が出るのかということを知ったところ、業者のほうでは過去の同種業務の実績から、会社で決められた必要最低限の経費の部分というのは計上しているということでした。

以上です。

○委員長 経費率が大きく違うということでしょうかね、が原因で低入というお答えかと思うんですが、委員の皆様、何か質問ございますか。

○委員 仕事がないんですかね。

○委員長 まあ一言で言うと、ですね。32ページに入札結果がありますけれども、147万7,000円、148万円と。惜しいっていう感じで2者失格で、これはもうそこでできるということですから。

○委員 入札結果からは、本当に皆さんぎりぎりの線で来ているというのが分かりますので、競争がちゃんと働いているというのはありますね。

○委員長 私、公認会計士、税理士ですけど、こういった事務所の経費というのは変動費と固定費に分かれているんです。固定費というのは、家賃とか、それから常勤雇用の人件費ですね。変動費というのは、非常勤雇用の人件費ですね。固定費というのは、カバーしなきゃいけないんですけど、今はもう見積もりでは固定費についてもかなりの率で回収できるようにとやっていますけれども、入れるほうはもう固定費だけカバーできれば、もうこちらは大助かりと。仕事はかなり競争が厳しくてですね。だから、数字の面で言うとそういうことがこういった設計コンサルティングの事業所には起きているということなんだろうと思いますけれども。まあこの傾向はほかのところでもかなり見られるところで、特に震災絡みで、もう10年経ちましたので、復興予算のほうにつかないので、それでちょっと人の移動というのはそう簡単にはいかないんで、ちょっと人あまり状態がまだ続いているというふうには伺っていますけれどもね。ですから、先ほどの解体工事、請負工事と比べると向こうは結構高くて、こちらは低くて、こちらは金額が小さいですけども、はい。

何か質問等ございませんか。

はい、どうぞ。

○委員 ちなみに、このコンサルタントさんの調査によって先ほどの見えなかった部分、地盤

の杭とかあれが分かって、費用がいろいろと正確に見積もりが立てられたということなんですよ。違うんですか。

○教育課 プールに近いお宅のそれぞれのお宅に、プールを解体することによって振動とかで家に影響が及ばないかどうかの調査なので、プールそのものの調査ではなくて、周辺の家屋にご迷惑を、工事によって例えば亀裂が入るとか、玄関のたたきが割れるとか、そういうことがないかどうかを事前に、解体する前にお調べさせていただくという業務になります。

○委員長 地質調査ですか、そうするとメインは、そのの。

○教育課 あと、家の中の今の現状を調査させていただくので、基本的には既に壊れているものは壊れているというふうに認識して、それ以上壊れていないかとかを確認するために、前がないとその影響があるかどうかを判断できないので、事前に近隣のお宅に確認させていただくという業務になります。

○委員 勘違いしておりました。23ページの写真、この写真の。

○教育課 はい。その番号が入っているお宅に。かなり振動がありますので、それで民間のお宅にご迷惑がかからないかどうかの事前調査です。

○委員長 上のやつがプールなの？23ページ。

○教育課 上の白いやつです。

○委員長 白いやつがプールですね。はい。屋根つき。

○委員 屋根つきの、さびが降ってくるという。

○委員長 さびが降ってくるやつですね。

○委員 ちなみになんですけど、これの工事で何か影響ってあったんですか。

○教育課 いえ。終わった後に1軒1軒臨戸により確認、お話しさせていただいて確認しましたが、皆さんどこも影響なしということで、一応この調査に入るときに、調査の内容を確認していただくとともに、影響があった場合すぐご報告いただけるようお願いして、工事を始めたわけなんですけれども、終わって確認いたしましたら、どちらのお宅も全く影響がないということで、確認させていただいておりました。

○委員長 この〇〇〇さんは、何か問題があったときに近隣住民からの一時的な声の窓口になるんですか。

○教育課 はい。とりあえず調査したものと、変化があった場合はすぐに町のほうに連絡してくださいというところまでなので、基本的にはそこで影響があったということでお声をいただくようなことであれば、その後、事後調査というものを入れるような形になりますので、今回は

何かあればご連絡をお願いしますというふうなインフォメーションまでで、とりあえず調査終了とともに調査内容の確認と、工事の経過の最中に例えば大きく何か壊れたとかというときはすぐにご連絡をお願いしますということで、ご案内させていただいたところです。

○委員長 これ仮に何かあると、また……。これは事前調査業務。

○教育課 はい。今度は事後調査業務というものも発注することになります。

○委員長 また発注しなきゃいけないということになるんですか。

○教育課 はい、そうです。

○委員長 ということは、このぐらいの振動の予定だから大丈夫だよというような、あるいはもっと静かに工事しなきゃいけないって、例えば地盤とかを調査して、一般論かもしれないけれども、これ以上、このぐらいの振動があったらこっちに影響があるから、このぐらいで抑えなきゃいけないよとか、そういったアドバイスはないの。こういう業者さんには。

○教育課 業者さんへのそういうアドバイスはしない。

○委員長 単に工事前の現況を確認してもらって、来るべきクレームに対する証拠資料集めですね。

○教育課 はい。

○委員長 そこに限定ですかね。では、何も起きなくて追加支出が出なくてよかったということでしょうかね。

○教育課 はい。

○委員長 事後調査はもっとコストがかかるんでしょうね、恐らくね。

○教育課 そうですね。補償費の算定も入ることになるので。

○委員長 そうですよ。あと何かご質問ございませんか。

やっぱり適正な業者、適正かどうか分かりませんが競争がかなり働いて、もうぎりぎり低入、50%での受注となったと。で、業務上は何も特段問題はなかったという、結果的にはですね。という結論でございましょうかね。はい、よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

○教育課 ありがとうございました。

○委員長 もともと高過ぎる気もしますけどね、見積もりがちよっと。そんな業務であるとね、最初の現況確認だけで、そんなにあんまりね、うん。

○事務局 これで個別審議の全てが終了しました。

各委員より今日の審議内容につきまして総括のご意見があればいただきたいと思っております。

○委員長 今回の総括といたしますか、まあ相変わらず低入といたしますか、設計事務所関係はかなり低入で、これはやはり市場の相場といたしますか、それを反映していると。

あとは、やはり一番最初は町道のやつ、75%っていう、やっぱりこの辺の積算基準が実態と少し乖離といたしますか、しているのかなというところがあって、なかなか単独の町としては難しいのかもしれませんがね。まあ競争入札が働いていれば、その辺も込みで大体相場で収れんするということで、そういう意味では問題ないんですけれども。

やはり入札参加者が少ないという案件については、プールもそうですけれども、それから財務書類もそうですね、それから点検もそうですし、競争を働かせるための追加的な何か措置ですかね、それを考慮されてはいかがかと。それぞれ合理的な理由はあるんだけど、もう一汗かいて、入札参加者を増やしていただく努力、これをしていただければなと私個人的には思います。

あと何か委員の皆様から追加でコメントしておくことは。

○委員 すみません、私は先ほども申し上げたんですけれども、点検業務の件のところで、やはりいざというときに、大きな地震があったというときに交通網、橋梁等をすぐに確認をして、開通できるかどうかの判断とか、安全性の点検という意味では、すぐに駆けつけてくれるような、地元の中にそういったコンサルというものもちゃんと育てていかなきゃいけないと思っておりますので、そういうところでふだんから点検をしていただいて、何かのときにすぐに駆けつけていただけるような、そういうシステムも含めた形のこういう仕事の依頼というのが大事なのかなとちょっと思っております。

○委員長 ○○○で受け入れてくれればね、地元の業者さんと共同でやってくれるだとかね、そういうのやってくれるといいんですけれどもね。

○委員 建設課の皆様ですぐに動いて、点検するというんであればいいんですけれども、やはりそれも大変だと思いますので、専門的な見方をしないとちょっと危険な構造とかもありますので、そういった意味ではやはりプロのところにちゃんとコネクションを形成するというのをちょっと頭に入れながら、少し考えていただければなと思いました。

○委員長 あと何かございますか。よろしいですか。では、以上でございます。

○事務局 長時間の審議、ありがとうございました。

以上をもちまして入札監視委員会を終了いたします。